

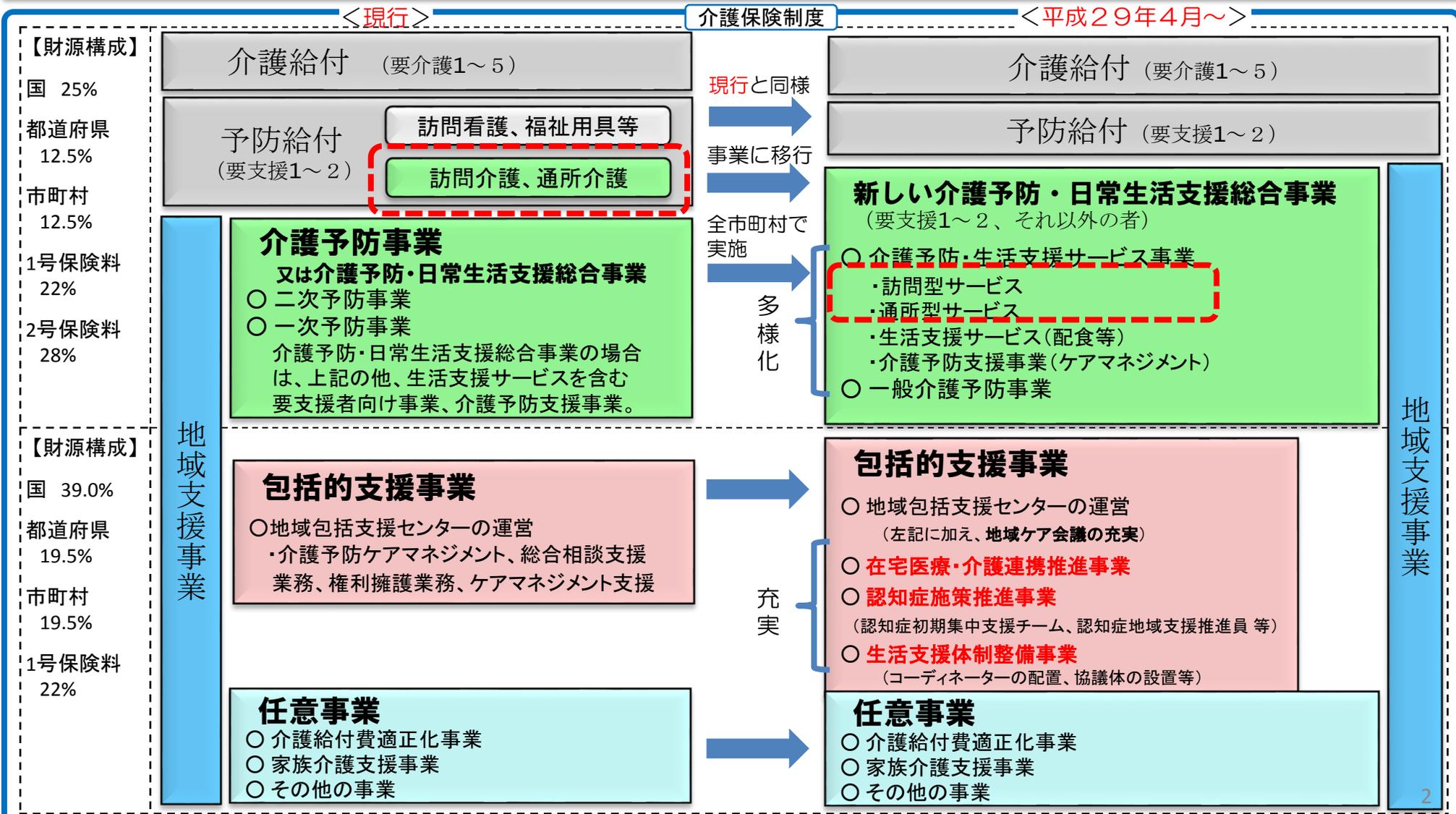
介護予防・日常生活支援総合事業 移行に関する事業所説明会 (平成28年度第2回目)

平成28年11月2日(水)
筑後市高齢者支援課

① 総合事業について

介護保険法改正により、介護予防給付のうち訪問介護・通所介護は、市町村が地域の実情に応じた取組ができる地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」へ移行することとなりました。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



地域支援事業

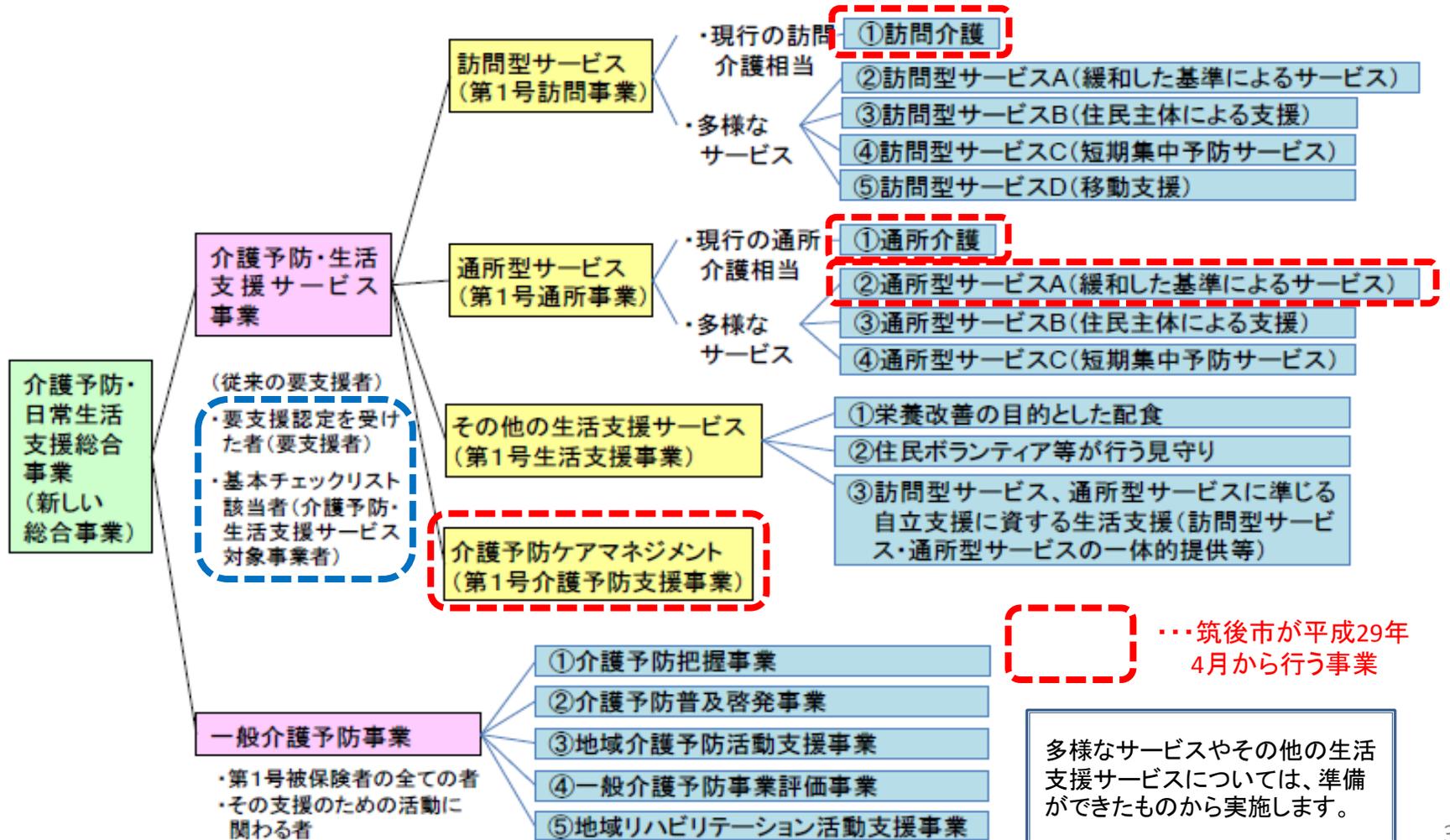
② 筑後市の総合事業移行

平成29年4月に移行予定します。

①介護予防訪問介護(ホームヘルプ) → 訪問型サービス(現行の訪問介護相当)

②介護予防通所介護(デイサービス) → 通所型サービス(現行の通所介護相当)

通所型サービスA(緩和した基準によるサービス/委託)



③ 総合事業の対象者、申請窓口及び利用手続き

利用対象者

- 平成29年4月以降に新規・更新・区分変更により要支援1・2の認定を受けた方
- 基本チェックリストにより、事業対象者と判断された方

(事業対象者には認定期間はありません)

※2号被保険者は要支援認定必要

申請窓口

- ・市役所高齢者支援課
- ・地域包括支援センター地区ステーション

クリーンパルステーション

芳樹園ステーション

社会福祉協議会ステーション

利用申請

- ・要支援認定を受けた方、基本チェックリストにより「事業対象者」と判断された方は、地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメント作成依頼を行う。

【参考】被保険者証への記載

要支援認定者

介護保険被保険者証	
被 保 険 者	番 号 [REDACTED]
住 所	筑後市大字 [REDACTED]
フリガナ	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]
生年月日	昭和 [REDACTED] 性別 [REDACTED]
交付年月日	平成29年 4月 1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	402115 福岡県筑後市大字山ノ井898番地 筑 後 市 TEL0942(53)4115

要介護状態区分等	要支援 1
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成29年 4月 1日
認定の有効期間	平成29年 3月 1日～平成29年 8月31日
居宅サービス等	区分支給限度基準額 平成29年 3月 1日～平成29年 8月31日 1月当たり 5,003 サービスの種類 種類支給限度基準額
(うち種類支給限度基準額)	
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	

給付制限	内 容		期 間	
			開始年月日	終了年月日
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	筑後市地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所		届出年月日	平成29年 3月 1日
			届出年月日	
介護保険施設等	種類		入所等年月日	
	名称		遷移等年月日	
	種類		入所等年月日	
	名称		遷移等年月日	

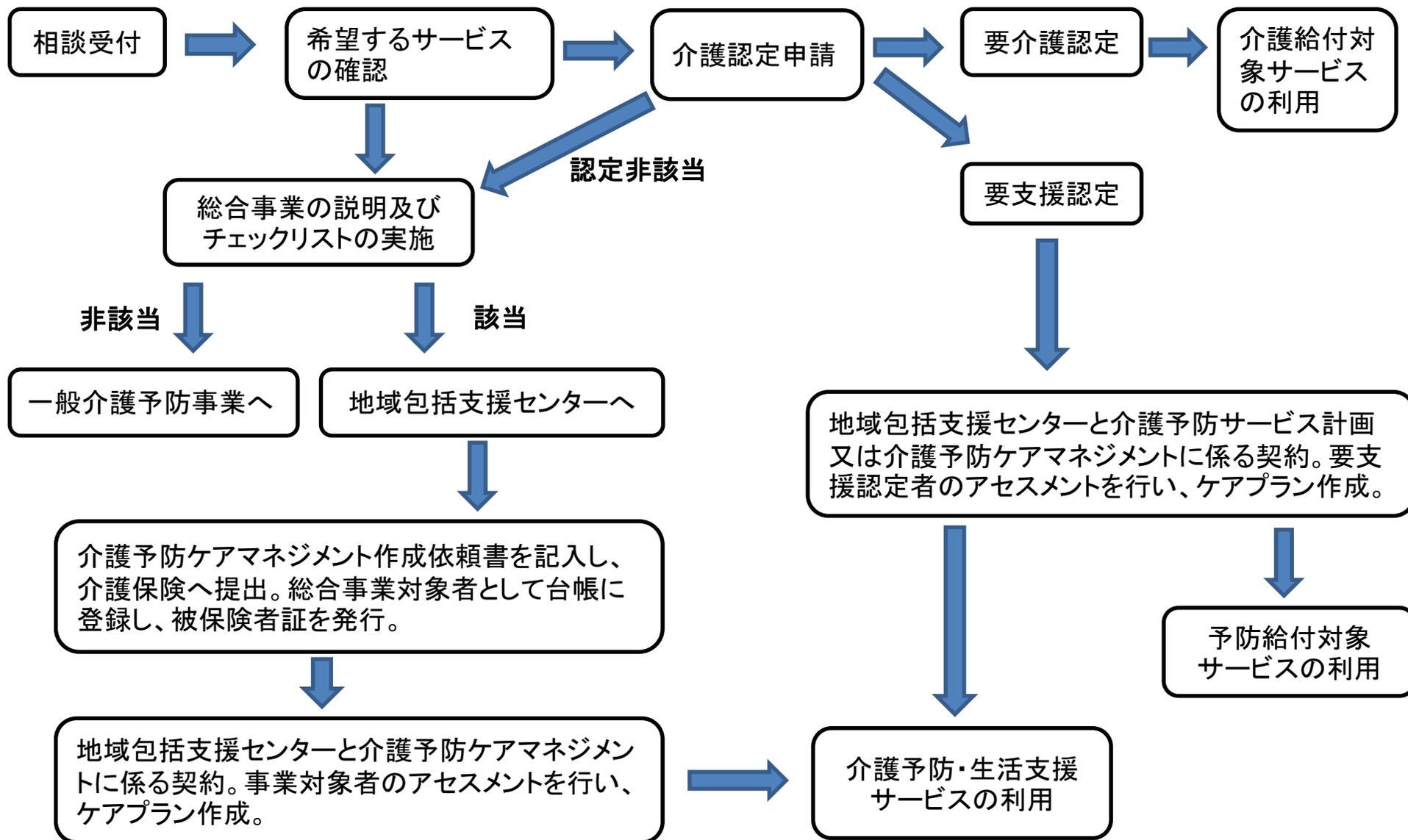
事業対象者

介護保険被保険者証	
被 保 険 者	番 号 [REDACTED]
住 所	筑後市大字 [REDACTED]
フリガナ	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]
生年月日	昭和 [REDACTED] 性別 [REDACTED]
交付年月日	平成29年 4月 1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	402115 福岡県筑後市大字山ノ井898番地 筑 後 市 TEL0942(53)4115

要介護状態区分等	事業対象者
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成29年 4月 1日
認定の有効期間	
居宅サービス等	区分支給限度基準額 1月当たり サービスの種類 種類支給限度基準額
(うち種類支給限度基準額)	
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	

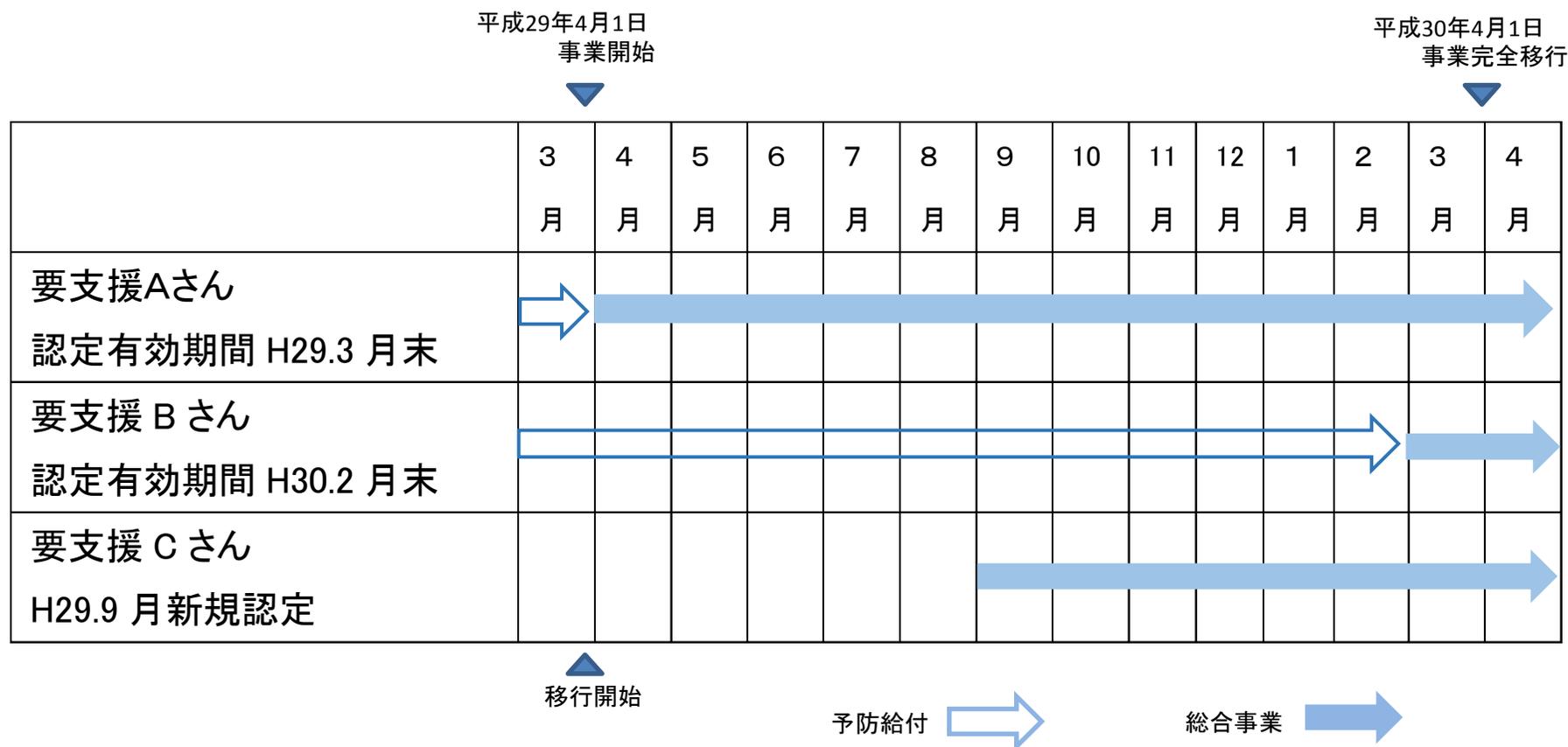
給付制限	内 容		期 間	
			開始年月日	終了年月日
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	筑後市地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所		届出年月日	平成29年 4月 1日
			届出年月日	
介護保険施設等	種類		入所等年月日	
	名称		遷移等年月日	
	種類		入所等年月日	
	名称		遷移等年月日	

④ 申請窓口から利用の流れ



⑤ 要支援認定者の総合事業への移行時期

- ・現在要支援認定者(介護予防訪問介護・介護予防通所介護利用者)
 - 利用者の要支援認定更新時
- ・新規認定による要支援者
 - 認定の有効始期が平成29年4月以降の要支援者は有効始期



⑥ 総合事業における現行相当サービス事業者の指定について

みなし指定

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を県から受けている事業者は、総合事業の「現行の訪問介護相当」「現行の通所介護相当」の指定を受けたものとみなされます。みなし指定は現行の予防給付同様、全市町村に効力が及ぶため、みなし指定の間は他市の被保険者も総合事業の利用が可能です。

みなし指定の有効期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までです。(市町村がこれと異なる期間を定める場合があります。)平成30年4月以降も事業を継続する場合は、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要があります。(サービス利用者に他市町村の被保険者がいる場合は、当該市町村にも指定の更新申請を行う必要があります。)

新規指定

平成27年4月以降に県から指定を受けた介護予防訪問介護・介護予防通所介護の事業者は、みなし指定の対象とはならないため、県とは別に市町村に新規での指定申請が必要です。サービス利用被保険者の市町村ごとに指定申請が必要になります。

※総合事業指定申請書(更新含む)は、市ホームページへ掲載。(現在は通所のみ掲載)

※変更届、加算届の様式は平成28年度中に市ホームページへ掲載する予定です。

(介護職員処遇改善加算の届については、別途案内予定)

⑦ 住所地特例者に対する総合事業の実施

平成29年4月1日以降に、住所地特例者がサービスを利用する場合は、施設所在市町村の総合事業のサービスを受けることになります。

平成29年4月1日～、住所地特例対象者にサービス提供する場合

【パターン1】 筑後市の被保険者が、A市の住所地特例対象施設に入所(入居)している場合
⇒A市の総合事業を利用することになる。

※ただし、要支援認定の新規・更新・区分変更時期による

【パターン2】 A市の被保険者が、筑後市の住所地特例対象施設に入所(入居)している場合
⇒筑後市の総合事業を利用することになる。

※ただし、要支援認定の新規・更新・区分変更時期による

※また、H29.4.1以降に筑後市内の住所地特例対象施設に入居し、住所地特例者になった方については、その時点から総合事業を利用する。

【留意点】

住民票は、そもそも生活実態のある居所に登録すべきものです。にも関わらず、有料等に入居しながら 住民票の異動をせず、みなし指定の適用により、有料併設の事業所等を保険者市町村の総合事業のサービスとして利用を続けているケースについて。

⇒このような場合、みなし指定の適用期間終了後の平成30年4月1日からは、DV被害など特別な事情がない限り、利用している事業所について、保険者市町村の区域外の指定更新が認められない可能性が高いと考えられます。

⑧ 総合事業における第1号事業支給費(旧介護報酬)請求事務

- 総合事業の現行相当サービスの審査支払は、これまで同様、国保連経由で行います。
- 平成29年4月以降に新規・更新・区分変更により要支援認定を受けた方については、総合事業のサービスコードを使用することになります。
 ※現在事業所で使用している介護報酬請求システムが平成27年度制度改正に対応しているか、確認をお願いします。
- 認定の更新までは、従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護のコードを使用します。
※移行期間中(平成29年4月～平成30年3月)は、予防給付の方と総合事業の方が混在します。
- 総合事業は、市町村によってサービスコードの使用基準が異なる場合があります。筑後市の事業者が他市町村の被保険者(住所地特例者除く)にサービスを提供する場合は、当該市町村の基準により、当該市町村が設定するサービスコードを使用します。筑後市外の事業者が筑後市の被保険者(住所地特例者除く)にサービスを提供する場合は、筑後市の基準により、筑後市のサービスコードを使用します。

総合事業のサービス種類コード

サービス種類コード		内 容
現行相当 訪問型サービス	現行相当 通所型サービス	
A1	A5	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類コード(平成30年3月まで)
A2	A6	筑後市が指定した現行相当の訪問型・通所型サービス事業者及び平成30年4月以降の指定の更新申請により指定を受けた事業者が請求するサービス種類コード

※平成27年4月1日以降に県から指定を受けた事業者についてはみなし指定は行われないため、市町村の指定が必要。

⑨ 総合事業におけるサービス種類の考え方

サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価	サービスコード	帳票等に出力するサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合・利用者負担額	支給限度額管理対象／対象外
A1	介護予防訪問介護	国が規定	国が規定(※1)	国が規定(事業所所在地に応じた地域単価)	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様(※2)	国が規定(支給限度額管理対象)
A2			国が規定した単位数を上限として、市町村が規定(※1)	国が規定する単価から選択して市町村が規定					
A5	介護予防通所介護	国が規定	国が規定(※1)	国が規定(事業所所在地に応じた地域単価)	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様(※2)	国が規定(支給限度額管理対象)
A6			国が規定した単位数を上限として、市町村が規定(※1)	国が規定する単価から選択して市町村が規定					

※1 単位数については、A1A2A5A6はどれも国が規定する単位数(予防給付と同一)とし、加算についても同様とする。

※2 利用者負担割合は、予防給付と同様に1割負担(一定以上所得者は2割)とする。

⑩ 総合事業における第1号事業支給費(旧介護報酬)の算定基準

- 平成29年度の現行相当サービスの第1号事業支給費は、これまでの介護予防給付と同じ算定基準による「包括報酬」とします。
(A1、A2、A5、A6とも)。
- 回数制の導入については、平成30年4月からの導入に向けて検討します。

【訪問型サービス】

- ・ サービスコード表(A1・A2)の「Ⅳ～Ⅵ」及び「短時間サービス」など、回数あたりのコードは使用しません。

【通所型サービス】

- ・ サービスコード表(A5・A6)の通所型サービスの「1回数」「2回数」など、回数あたりのコードは使用しません。

※別冊のサービスコード表をご確認ください。

- **A2及びA6の単位数表マスタは、市ホームページへ掲載しています。**
システムに取り込む際にご利用ください。

[筑後市トップページ](#) > [事業者の方へ](#) > [福祉・介護](#) > [介護予防・日常生活支援総合事業](#)

⑪ 総合事業移行に伴う定款等の変更について

○「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、地域支援事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。これに伴い、定款・登記簿・契約書・重要事項説明書・運営規程等について、総合事業に関する記載を盛り込む必要があります。

(定款の記載例)

現行	変更例
「介護予防訪問介護」	「介護予防訪問介護及び第一号訪問事業」
「介護予防通所介護」	「介護予防通所介護及び第一号通所事業」

※各法人の所管部局に確認し、その指示に従ってください。

○また、総合事業に移行した利用者・新規に総合事業を利用する利用者に対して、新たに総合事業の契約書の締結及び重要事項説明書の交付が必要になります。

※事業者により記載内容が異なるので、各事業所で確認してください。

⑫ 第1号事業（訪問型・通所型）の指定及び運営基準等について

- 筑後市介護予防・日常生活支援総合事業では、実施要綱や運営基準等に関する市独自の要綱を定めており、いくつかの点で厚生労働省が定める基準省令と異なるところがあります。
- 事業所の運営規程等を必ず確認のうえ、必要な変更を行うようにしてください。

ア) 指定事業者は法人であること(市実施要綱第11条)

イ) 暴力団員の排除(市実施要綱第18条)

ウ) 記録の保存期間(市基準要綱第39条及び第55条)

⇒第1号事業支給費(旧報酬請求)に係る記録は5年、その他は2年。

エ) 非常災害対策(市基準要綱第52条:通所型サービスのみ)

⇒火災、風水害、地震等、個別具体的な災害を想定した具体的計画、連携体制の構築、その他必要な訓練等が必要。